

POCKETALK デバイスレンタルサービスご利用者様各位

2019年8月30日
十六コンピュータサービス株式会社
代表取締役 西部 里美

「POCKETALK デバイスレンタルサービス規約」一部変更のお知らせ

日頃は、POCKETALK デバイスレンタルサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

来る2019年9月1日よりPOCKETALK デバイスレンタルサービスのサービス規約を一部変更し、ご契約時の最低レンタル期間を1年間から6ヶ月間に短縮いたします。

本変更は、すでにご契約済みのレンタルサービスについても適用いたします。

具体的には、サービス規約第19条を以下のように変更いたします。

現行	変更後
<p>第19条（契約期間）</p> <p>1. 本契約の契約期間は、本契約の締結日から1年後の応当日が属する月の末日（以下「契約期間満了日」という。）までとします。なお、契約期間途中での契約解除はできません。</p> <p>2. 本契約は、本条の定める契約期間満了日の1ヶ月前までにいずれかの当事者が書面による通知をしない限り、従前と同様の条件により期間1年をもって自動更新し、以後も同様とします。</p> <p>3. 本契約の締結日から1年を経過した契約においては、貴社は解約日の前月末日までに当社に書面で申し出ることにより、本契約を解約することができます。その場合の解約日は、申し出日の翌月末日とします。</p>	<p>第19条（契約期間）</p> <p>1. 本契約の契約期間は、本契約の締結日から<u>6ヶ月</u>後の応当日が属する月の末日（以下「契約期間満了日」という。）までとします。なお、契約期間途中での契約解除はできません。</p> <p>2. 本契約は、本条の定める契約期間満了日の1ヶ月前までにいずれかの当事者が書面による通知をしない限り、従前と同様の条件により期間<u>6ヶ月</u>をもって自動更新し、以後も同様とします。</p> <p>3. 本契約の締結日から<u>6ヶ月</u>を経過した契約においては、貴社は解約日の前月末日までに当社に書面で申し出ることにより、本契約を解約することができます。その場合の解約日は、申し出日の翌月末日とします。</p>

以上

<本件に関するお問い合わせ>

システム販売部（担当：丹羽・安田）

TEL (0120) 165-025